

4. 公園等

[7] 附帯設備

整備の基本的考え方

公園等におけるその他の附帯設備においても、すべての人が利用できるよう、障害者や高齢者への配慮を十分に行って、施設の整備を行う。

整備基準

野外卓、水飲み器、自動販売機、公衆電話設備、券売機その他の設備を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

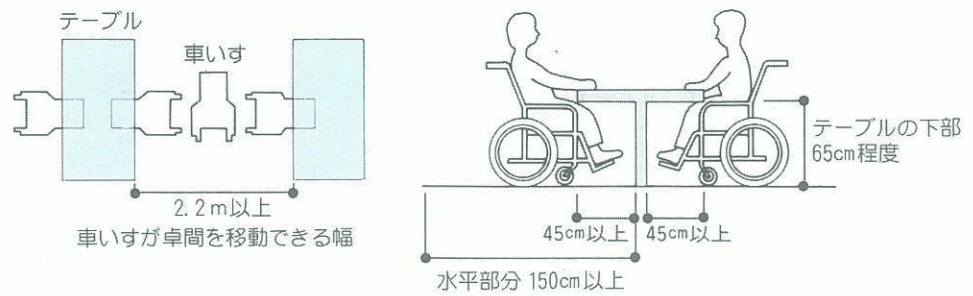
さらに望ましい基準

○配慮事項

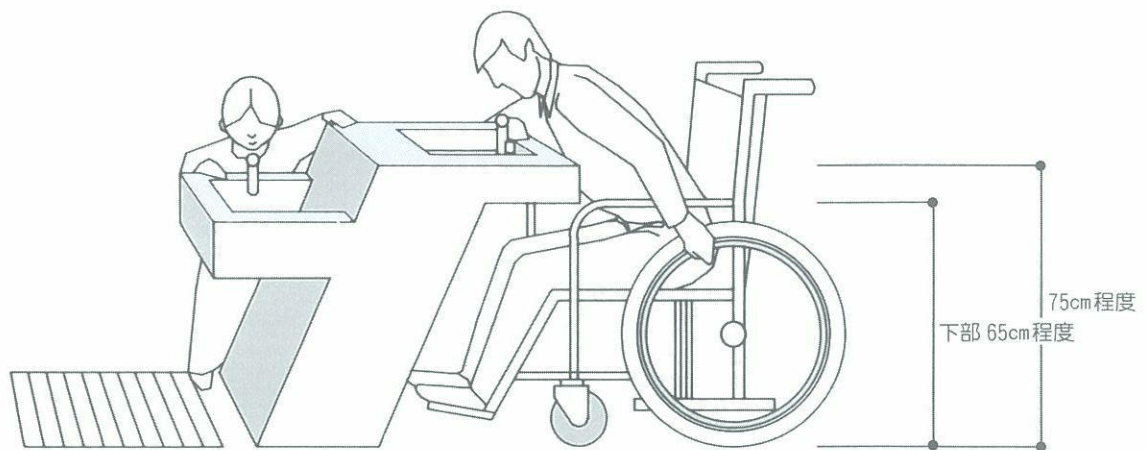
- ・ 野外卓
車いす使用者の利用に配慮し、野外卓の周辺は水平とし、卓間の間隔を十分に空ける。また、野外卓の下部に十分な空間を確保すること。
- ・ 水飲み器
車いす使用者や幼児が利用できる構造(参考解説図参照)の器具を設置すること。
- ・ 公衆電話
公園内に公衆電話を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者、難聴者対応型の電話を1以上設けることが望ましい。
- ・ その他
公園内に設ける建築物や附帯設備は誰もが安全かつ快適に利用できるものとする。

参考解説図

■野外卓の配置例



■水飲み器の整備仕様



■公衆電話の設置仕様

